（地域保健法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この政令の施行前に第五条の規定による改正前の地域保健法施行令第九条第一項の規定によりされた保健所の設置の承認は、第五条の規定による改正後の地域保健法施行令第九条第一項の規定によりされた保健所の設置の同意とみなす。

（狂犬病予防法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この政令の施行の際現に第二十一条の規定による改正前の狂犬病予防法施行令（以下この条において「旧政令」という。）第一条の二又は第三条の規定により都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）に対してされている申請は、第二十一条の規定による改正後の狂犬病予防法施行令（以下この条において「新政令」という。）第一条の二又は第三条の規定により市町村長（特別区にあっては、区長。以下この条において同じ。）に対してされた申請とみなす。

2　この政令の施行前に旧政令第二条の二第二項の規定により都道府県知事が通知を受けたときは、新政令第二条の二第二項の規定により市町村長が通知を受けたものとみなして、新政令を適用する。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この政令の施行の際現に第三十一条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令第三十五条又は第三十六条の規定により販売業者（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にあるものに限る。）から都道府県知事に対してされている申請は、第三十一条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対してされた申請とみなす。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　都道府県知事は、施行日において、都道府県に備えた保険医名簿及び保険薬剤師名簿を、当該都道府県の区域を管轄する地方社会保険事務局長に引き継ぐものとする。

2　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第百六十条第一項の規定により同法第百四十六条の規定による改正後の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項、第四十三条ノ十一第二項又は第四十三条ノ十三第一項の規定に基づく登録等の行為があったとみなされた保険医及び保険薬剤師については、これらの者に係る第三十二条の規定による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（次項において「旧政令」という。）第五条の規定により交付された登録票は、第三十二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（次項において「新政令」という。）第五条の規定により交付された登録票とみなす。

3　この政令の施行前に旧政令第七条第一項の規定により管轄都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新政令第七条第一項の規定により管轄地方社会保険事務局長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新政令を適用する。

（厚生年金基金令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この政令の施行前に第五十九条の規定による改正前の厚生年金基金令第十五条第三号の規定により都道府県知事がした指定は、第五十九条の規定による改正後の厚生年金基金令第十五条第三号の規定により地方社会保険事務局長がした指定とみなす。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この政令の施行の際現に第七十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により都道府県知事に対してされている申出は、第七十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に対してされた申出とみなす。

（日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この政令の施行の際現に第八十三条の規定による改正前の日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令第三十三条第一項の規定により都道府県知事に対してされている申出は、第八十三条の規定による改正後の日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令第三十三条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に対してされた申出とみなす。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第十三条第二項から第七項まで」を「第十三条第十項から第十五項まで」に改め、同条第六項中「読み替える」を「、同令第十三条第三項から第六項まで及び第九項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「市町村その他の者」とあるのは「市町村その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と読み替える」に改める。

第百七十四条の二十八第三項中「限る。）及び第三項」の下に「並びに身体障害者福祉法施行令第一条」を加え、同条第六項中「身体障害者福祉法施行令」の下に「第四条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外から指定都市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長）」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市長）に」と、同令」を加える。

第百七十四条の三十の三第二項中「及び第三項」の下に「並びに知的障害者福祉法施行令第一条」を加える。

第百七十四条の三十一第二項中「第八条第二項」を「第八条第四項」に、「同項ただし書」を「同条第二項ただし書」に改め、「都道府県にあつては、」の下に「同項ただし書に規定する」を加える。

第百七十四条の三十六の二第五項中「第八条第一項」を「第七条第四項」に、「都道府県の区域」を「都道府県の区域に」に、「区域内から」を「区域から」に、「区域内」を「区域に」に、「区域内にある」を「区域にある」に、「同条第二項」を「同条第五項」に、「「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事」を「旧居住地の都道府県知事」とあるのは「旧居住地の都道府県知事」に、「区域内にあつた」を「区域にあつた」に、「市長」に」を「市長」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第十三号中「第十三条第二項から第七項まで」を「第十三条第十項から第十五項まで」に改め、同条第二項中「とする」を「と、同令第十三条第三項から第六項まで及び第九項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「市町村その他の者」とあるのは「市町村その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」とする」に改める。

第百七十四条の四十九の四第二項中「身体障害者福祉法施行令」の下に「第四条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「中核市の区域から当該中核市の区域外に、又は中核市の区域外から中核市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が中核市の区域にあるときは、当該中核市の市長）」と、同条第六項中「都道府県知事又は中核市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（旧居住地が中核市の区域にあつたときは、当該中核市の市長）に」と、同令」を加える。

第百七十四条の四十九の九第二項中「第八条第二項」を「第八条第四項」に、「同項ただし書」を「同条第二項ただし書」に改め、「都道府県にあつては、」の下に「同項ただし書に規定する」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第十三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の二第一号中「第三条」を「第四条第一項」に改める。

（厚生省組織令の一部改正）

第十四条　厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条第一項第二号中「第一条第二号へ及び卜」を「第一条の二第四号へ及び卜」に改める。

（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第十五条　労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十六号中「第四条の四」を「第四条の五」に改め、同項第十九号中「第一条及び」を削り、同条第二項の表中「第四条の四」を「第四条の五」に、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行令第一条」を「看護婦等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条」に改める。

（簡易保険福祉事業団法施行令の一部改正）

第十六条　簡易保険福祉事業団法施行令（昭和三十七年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十号中「第四条の三」を「第四条の五」に改め、同条第二項の表中「第一条」の下に「及び第四条の五」を加える。

厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
郵政大臣　前島英三郎
労働大臣　牧野　隆守
自治大臣　保利　耕輔
内閣総理大臣　小渕　恵三

健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

政令第三百九十四号

健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定により、同法附則第四条及び第十三条に規定する厚生大臣の権限をこれらの規定により届出を行う保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方社会保険事務局長に委任する。

附　則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生大臣　丹羽　雄哉
内閣総理大臣　小渕　恵三

社会保険診療報酬支払基金法第二十二条の二の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

政令第三百九十五号

社会保険診療報酬支払基金法第二十二条の二の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令

内閣は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険診療報酬支払基金法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定により、次の各号に掲げる厚生大臣の権限をそれぞれ当該各号に定める地方社会保険事務局長に委任する。

一　法第十四条第一項に規定する審査委員会に対する同条第三項並びに法第十四条の三第一項及び第十四条の四の規定による権限　当該審査委員会が設けられた従たる事務所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長

二　社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所又はその出張所の代表者、代理人、使用人その他の従業者に対する法第二十条第一項及び第二十一条の規定による権限（同条に規定する定款の変更の命令を除く。）　当該従たる事務所又はその出張所の所在地を管轄する地方社会保険事務局長

附　則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生大臣　丹羽　雄哉
内閣総理大臣　小渕　恵三

府令

○総理府令第六十三号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）及び疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の施行に伴い、並びに金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融再生委員会組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融再生委員会組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

金融再生委員会組織規則の一部を改正する総理府令

金融再生委員会組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（特定金融情報室）

第九条の二　長官官房総務課に、特定金融情報室を置く。

2　特定金融情報室においては、令第十二条第二十一号の二に掲げる事務をつかさどる。

3　特定金融情報室に、室長を置く。

4　室長は、命を受けて特定金融情報室の事務を掌理する。

附　則

この府令は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行の日（平成十二年二月一日）から施行する。

府令・省令

○総理府・法務省令第一号

疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、疑わしい取引の届出の方法等に関する命令を次のように定める。

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣　小渕　恵三
法務大臣　臼井日出男

疑わしい取引の届出の方法等に関する命令

（文書による届出）

第一条　疑わしい取引の届出に関する政令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等（令第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書を、主務大臣（主務大臣が金融再生委員会である場合にあっては金融監督庁長官とし、令第四条各号に掲げる金融機関等にあっては都道府県知事とする。）に提出しなければならない。

一　令第一条第一項に規定する金融機関　別紙様式第一号

二　保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等　別紙様式第二号

三　証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社　別紙様式第三号

四　前三号に掲げる金融機関等以外の金融機関等　別紙様式第四号

（フレキシブルディスクによる届出）

第二条　前条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別紙様式第五号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。